



埼玉県報

第 2 5 1 2 号
平成 2 5 年 7 月 2 6 日
金 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(共助社会づくり課\)](#)
- [救急病院等の申出の撤回\(医療整備課\)](#)
- [障害者就業・生活支援センターの変更に係る公示\(就業支援課\)](#)
- [和光都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [和光都市計画高度地区の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [和光都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [和光都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [熊谷都市計画特別用途地区の決定に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [寄居都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [寄居都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [所沢都市計画の変更に係る公聴会の中止\(都市計画課\)](#)
- [人間都市計画の変更に係る公聴会の中止\(都市計画課\)](#)
- [新座都市計画の変更に係る公聴会の中止\(都市計画課\)](#)
- [和光都市計画の変更に係る公聴会の中止\(都市計画課\)](#)
- [富士見都市計画の変更に係る公聴会の中止\(都市計画課\)](#)
- [毛呂山・越生都市計画の変更に係る公聴会の中止\(都市計画課\)](#)
- [東松山都市計画の変更に係る公聴会の中止\(都市計画課\)](#)
- [戸田都市計画の変更に係る公聴会の中止\(都市計画課\)](#)
- [さいたま都市計画の変更に係る公聴会の中止\(都市計画課\)](#)
- [上尾都市計画の変更に係る公聴会の中止\(都市計画課\)](#)
- [北本都市計画の変更に係る公聴会の中止\(都市計画課\)](#)
- [熊谷都市計画の変更に係る公聴会の中止\(都市計画課\)](#)
- [小川都市計画の変更に係る公聴会の中止\(都市計画課\)](#)
- [ときがわ都市計画の変更に係る公聴会の中止\(都市計画課\)](#)
- [小鹿野都市計画の変更に係る公聴会の中止\(都市計画課\)](#)
- [埼玉県立川越特別支援学校ほか25校で使用する電気に関する落札者等の公示\(財務課\)](#)
- [県道石間下吉田線の区域の変更\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [県道石間下吉田線の供用の開始\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [埼玉県立小児医療センター新病院建築工事に関する入札公告\(入札課\)](#)
- [埼玉県立小児医療センター新病院電気設備工事に関する入札公告\(入札課\)](#)
- [埼玉県立小児医療センター新病院給排水設備工事に関する入札公告\(入札課\)](#)
- [埼玉県立小児医療センター新病院空調設備工事に関する入札公告\(入札課\)](#)
- [埼玉県立循環器・呼吸器病センター寝具賃貸借に関する入札公告\(循環器・呼吸器病センター\)](#)

告 示

埼玉県告示第五十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年七月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年七月十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人上福岡障害者支援センター 21

三 代表者の氏名

有山 博

四 主たる事務所の所在地

埼玉県ふじみ野市上福岡四丁目六番地十一号イシデンビル一階三号室

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して在宅生活と社会参加を支援する事業を行い、障害者の自立生活を普及させ、障害者と健常者が共に生きる社会の実現に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第五十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年七月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年七月十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人総合福祉センターTake

三 代表者の氏名

太田 元治

四 主たる事務所の所在地

埼玉県越谷市東大沢三丁目七番一号

五 定款に記載された目的

この法人は、障害児・者に対して、在宅福祉に関する事業を行い、障害者福祉に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第五十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款及び役員名簿を、申請書を受理した日から二ヶ月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年七月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年七月十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会

三 代表者の氏名

玉 木 幸 則

四 主たる事務所の所在地

（変更前）滋賀県湖南市若竹町一番地六

（変更後）埼玉県東松山市高坂千五十六番地一

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、障害者自立支援法に基づく相談支援専門員が、障害者の地域生活を支援する目的で、障害者ケアマネジメントを基本とした中立、公平な相談支援活動を実施するとともに、自らの資質の向上に努めることをもって、障害者の自立した生活支援に資することを目的とする。

（変更後）この法人は、相談支援専門員が障害者の地域生活を支援する目的で、障害者ケアマネジメントを基本とした中立、公平な相談支援活動を実施するとともに、自らの資質の向上に努めることをもって、障害者の自立した生活支援に資することを目的とする。

告示

埼玉県告示第五十五号

次の表の上欄に掲げる病院は、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されたため、同表の下欄に掲げる撤回日をもって救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院でなくなった。

平成二十五年七月二十六日

埼玉県知事 上田清司

病院		撤回日
名称	所在地	
医療法人泰山会石井外科 医院	埼玉県草加市氷川町九百二十八番 地	平成二十五 年六月二十 日

告 示

埼玉県告示第五十六号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二十七条第三項の規定により、障害者就業・生活支援センターから次のとおり変更の届出があった。

平成二十五年七月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
社会福祉法人 草加市社会福 祉事業団	住所及び事務 所の所在地	埼玉県草加市 柿木町千百五 番地二	埼玉県草加市 栄町二丁目一 番三十二号ス トック草加弐 番館一階	平成二十五 年八月一日

告 示

埼玉県告示第五十七号

和光市から和光都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年七月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五十八号

和光市から和光都市計画高度地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年七月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五十九号

和光市から和光都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年七月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六十号

和光市から和光都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年七月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六十一号

熊谷市から熊谷都市計画特別用途地区の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年七月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六十二号

寄居町から寄居都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年七月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六十二号

寄居町から寄居都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年七月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千六百四十四号

平成二十五年七月二日付け埼玉県告示第九百二十五号で告示した所沢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十五年七月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六十五号

平成二十五年七月二日付け埼玉県告示第九百二十六号で告示した入間都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十五年七月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千六十六号

平成二十五年七月二日付け埼玉県告示第九百二十九号で告示した新座都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十五年七月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六十七号

平成二十五年七月二日付け埼玉県告示第九百三十号で告示した和光都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十五年七月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六十八号

平成二十五年七月二日付け埼玉県告示第九百三十一号で告示した富士見都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十五年七月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千六十九号

平成二十五年七月二日付け埼玉県告示第九百三十二号で告示した毛呂山・越生都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十五年七月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七十号

平成二十五年七月二日付け埼玉県告示第九百三十三号で告示した東松山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十五年七月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七十一号

平成二十五年七月二日付け埼玉県告示第九百三十四号で告示した戸田市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十五年七月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七七十二号

平成二十五年七月二日付け埼玉県告示第九百三十五号で告示したさいたま都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十五年七月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七七十二号

平成二十五年七月二日付け埼玉県告示第九百三十六号で告示した上尾都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十五年七月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七十四号

平成二十五年七月二日付け埼玉県告示第九百三十七号で告示した北本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十五年七月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七十五号

平成二十五年七月二日付け埼玉県告示第九百二十九号で告示した熊谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十五年七月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七十六号

平成二十五年七月二日付け埼玉県告示第九百四十号で告示した小川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十五年七月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七十七号

平成二十五年七月二日付け埼玉県告示第九百四十一号で告示したときがわ都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十五年七月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七十八号

平成二十五年七月二日付け埼玉県告示第九百四十二号で告示した小鹿野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十五年七月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年七月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県立川越特別支援学校ほか25校で使用する電気
予定使用電力量5,017,000キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 埼玉県さいたま市浦
和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成25年6月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
日本ロジテック協同組合 東京都中央区佃2丁目2番10-2501号
- 5 落札金額
117,179,478円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成25年5月14日

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十五年七月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月二十六日

埼玉県秩父県土整備事務所長 酒 巻 和 彦

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 石間下吉田線

三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
<p>秩父市下吉田字矢畑山八八八 三番二地先から同市下吉田字 矢畑山五八八二番一〇地先ま で</p>	<p>秩父市下吉田字矢畑山八八八 三番二地先から同市下吉田字 矢畑山五八八二番一〇地先ま で</p>	<p>秩父市下吉田字矢畑山八八八 三番二地先から同市下吉田字 矢畑山五八八二番一〇地先ま で</p>	<p>区 間</p>
<p>四・〇〇〇〇二一・六六</p>	<p>七・五〇〇二六・六〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>	
<p>三七九・〇〇</p>	<p>二一三・〇〇</p>	<p>延長 (メートル)</p>	
<p>平成二十五年五月 二十一日付け埼玉 県秩父県土整備事 務所長告示第十六 号で告示した道路 改良工事に伴う仮 設道路の変更であ る。</p>			<p>備 考</p>

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年七月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月二十六日

埼玉県秩父県土整備事務所長 酒 巻 和 彦

路線名	石間下吉田線
供用開始の区間	秩父市下吉田字矢畑山八八三番二 地先から同市下吉田字矢畑山五八八 二番一〇地先まで
供用開始の期日	平成二十五年七月二十七日
備考	平成二十五年七月 二十六日付け埼玉 県秩父県土整備事 務所長告示二十三 号で告示した道路 予定区域の供用開 始である。 延長三七九・〇〇 メートル

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年七月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年七月十二日

指令川建セ第二四 一二九一号

二 検査済証番号

平成二十五年七月十九日

川建セ第二五 五一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡小川町大字角山中五 一番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡小川町大字角山五四四番地

櫻井 建二

告 示

埼玉県病院事業告示第六十一号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十五年七月二十六日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 工事概要等

(1) 工事名

埼玉県立小児医療センター新病院建築工事

(2) 工事場所

埼玉県さいたま市中央区新都心1番2

(3) 工事期間

契約確定の日から平成28年3月7日(月)まで

(4) 設計金額

入札執行後に公表する。

(5) 工事概要

ア 目的

施設の免震化、最新医療への対応及び周産期医療体制や救急医療体制の充実を図るため、さいたま赤十字病院と一体整備を行う。

イ 規模及び構造(小児医療センター部分)

敷地面積 10,031.17㎡

建築面積 約8,400㎡

延べ面積 約68,100㎡(病院部分 約59,300㎡)

地下2階、地上13階建て

鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造(免震構造)

病床数 316床

駐車場台数 335台

ウ 工事内容

建築工事 一式

2 落札者の決定方法

本件入札は、埼玉県建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札執行要領(平成8年5月1日施行)に基づき、価格競争方式により落札者を決定する。

3 入札手続の方法等

本件入札は、埼玉県公共工事等電子入札運用基準(平成17年10月1日施行)に基づき、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム(以下「電子入札システム」という。)により行う。国土交通省の行うコアシステムによる電子入札に参加した実績を有する者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

なお、入札に関する情報は、次のとおりインターネットホームページに掲載する。

(1) アドレス

<https://ebidwwwjk.ebid.pref.saitama.lg.jp/koukai/do/KF000ShowAction>

(2) 掲載期間

平成25年7月26日(金)から平成25年9月5日(木)まで

4 設計図書等

設計図面及び仕様書等(以下「設計図書等」という。)は、電子入札システムに掲載せず、電子データをCD-R又はDVD-Rに記録して貸与する。貸与方法については、次のとおりとする。

(1) 貸与を希望する者は「設計図書等貸与申請書」に必要事項を記入し、次の場所にファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。

なお、「設計図書等貸与申請書」を持参した場合は、受理しない。

ア 場所

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号 埼玉県病院局
小児医療センター建設課建築担当 電話048-830-5988(直通) ファクシミリ048-830-4905

イ 受付期間

平成25年7月26日(金)午前9時00分から

平成25年9月5日(木)午後5時00分まで

(2) 貸与の方法

設計図書等貸与申請書に記載された申請者の住所に着払いの郵送又は宅配便により設計図書等を送付する。

(3) 返却

平成25年9月9日(月)までに郵送又は宅配便により上記4(1)アの場所に返却する。

5 競争参加資格確認申請書の提出

入札参加を希望する者は、下記5(2)に示す期間内に電子入札システムの競争参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)に一般競争入札参加資格等確認資料(以下「確認資料」という。)を添付して、電子入札システム(電子入札システムにより提出できない者にあつては、郵送)により提出すること。また、下記5(3)に示す期間内にその他必要な資料を郵送により提出し、入札参加資格の有無の確認を受けなければならない。なお、提出受付期間の終期日時を過ぎて電子入札システム又は郵送により提出した確認申請書及び提出受付期間の終期日時までにその他必要な資料が到着しなかった場合の確認申請書は、無効とする。

確認申請書、確認資料及びその他必要な資料の提出先、提出受付期間及び提出部数は、次のとおりとする。

(1) 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743(直通)

(2) 確認申請書及び確認資料の提出受付期間

平成25年7月29日(月)午前9時から平成25年8月15日(木)午後5時まで

(3) その他必要な資料の提出受付期間

平成25年7月29日(月)午前9時から平成25年8月19日(月)午後5時まで

(4) 提出部数

2部(正本1部及び副本1部。副本は、正本を複写したもので可とする。)

6 入札参加資格の有無の確認

(1) 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、資格がある旨は電子入札システム(電子入札システムにより通知できない者にとっては、郵送等)により、資格がない旨は電子メール及び電話により平成25年8月23日(金)にそれぞれ通知する。

(2) 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、平成25年8月29日(木)午後3時までに上記5(1)の提出先に郵送により書面を提出し、入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。再確認の結果は、電子入札システム(電子入札システムにより通知できない者にとっては、郵送等)により通知する。

7 設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問がある場合は、下記7(2)に示す期間内に、質問書を電子入札システム又は郵送により提出すること。

なお、質問書、質問内容(題名、説明要求内容)には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。

(1) 郵送による提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当

(2) 質問受付期間

平成25年7月29日(月)午前9時から

平成25年8月8日(木)午後3時まで

(郵送の場合は、平成25年8月7日(水)必着のこと。提出期限後に到着した質問には回答しない。)

8 質問に対する回答

質問に対する回答は、平成25年8月14日(水)までに電子入札システム上で掲

示する。電子入札システム上に掲示された内容を閲覧できない者には、郵送等で回答するので、次の連絡先に電話すること。

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通）

9 入札執行の日時等

入札執行の日時等は、次のとおりである。なお、変更する場合は、入札参加資格があると認められる者に別途通知する。

(1) 入札書提出期間

平成25年9月5日（木）午前9時から平成25年9月9日（月）午後5時まで

(2) 郵便による入札

入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送による入札書を受け付ける。提出先等は、次のとおりとする。

ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当

イ 提出方法

一般書留郵便又は簡易書留郵便によること。

ウ 提出期間

上記9(1)のとおりとする。

(3) 開札日時

平成25年9月10日（火）午前10時30分

10 入札に参加できる者の形態

(1) 単体企業（以下「単体」という。）又は2者若しくは3者による特定建設工事共同企業体（以下「特定企業体」という。）とする。

(2) 単体の場合にあつては、他の特定企業体の構成員となっていないこと。

(3) 特定企業体における運営形態及び代表者の選定については、埼玉県共同企業体取扱要綱（平成25年4月1日施行）第10条第1項第1号及び第6号を除く。）によること。ただし、以下の形態をとることはできない。

ア 本件入札において、複数の特定企業体の構成員となること。

イ 経常建設共同企業体が、特定企業体の構成員となること。

11 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

(1) 建設業の許可

単体又は特定企業体における各構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による建築工事業に係る建設業の許可を受けている者であること。なお、下請代金の総額が4千5百万円以上となる場合には、特定建設業の許可を受けている者であること。

(2) 工事成績

単体又は特定企業体における各構成員は、平成22年度及び平成23年度に完成した埼玉県発注工事のうち、建築工事業の工事成績点数の平均が、いずれの年度においても65点以上の者であること。ただし、受注実績がない等の理由により工事成績点数のない者については、この限りでない。

(3) 経営事項審査における総合評定値

単体又は特定企業体の各構成員は、建築工事業について、開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。単体又は特定企業体の代表構成員は、その総合評定値が1,600点以上であること。また、特定企業体の代表構成員以外の構成員（以下「その他構成員」という。）は、その総合評定値が1,100点以上であること。ただし、経営事項審査の審査基準日は、開札日の直近のもの（下記11(6)ウただし書に該当する者にあつては、手続開始決定日以降のもの）であること。

なお、官公需適格組合については、その総合評定値を、平成25・26年度埼玉県建設工事請負競争入札参加資格者格付要領（平成25年4月1日施行）第4のただし書に規定する特例により算出した客観的事項の審査数値と読み替えることができるものとし、その算出に当たっては、審査基準日が開札日の直近のものである経営事項審査における数値を用いるものとする。

(4) 施工実績

単体又は特定企業体の代表構成員は、契約の締結日にかかわらず平成10年4月1日から本件入札の公告日までの間に、延べ面積30,000㎡以上の病院の新築、改築又は増築工事（増築工事にあつては、増築部分の延べ面積が30,000㎡以上のものに限る。）を完成させた実績を有すること。

なお、特定建設工事共同企業体による施工実績は、代表構成員であるときのものに限る。

(5) 配置予定の技術者

ア 単体又は特定企業体の代表構成員の配置予定の技術者は、本件入札の公告日までに、延べ面積20,000㎡以上の病院の新築、改築又は増築工事（増築工事にあつては、増築部分の延べ面積が20,000㎡以上のものに限る。）において、全工期（準備期間、後片付け期間及び機器等の工場製作を含む工事にお

いて工場製作のみが行われている期間を除く。)にわたり現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事した経験を有する者であること。

なお、その他構成員の配置予定の技術者は、経験を問わない。

イ 入札に参加しようとする者は、建設業法に規定された資格及び上記11(5)アに示す経験を有する者を本工事の主任技術者又は監理技術者として配置すること。ただし、下請代金の総額が、4千5百万円以上となる場合は、監理技術者を配置しなければならない。また、請負代金の額が、5千万円以上となる場合に配置する技術者は、専任でなければならない。

ウ 低入札価格調査を経て契約する場合に配置する技術者は、埼玉県建設工事低入札価格調査制度実施要領(平成25年6月10日施行。以下「低入札要領」という。)第17条第2号の規定に基づき、請負代金の額にかかわらず専任でなければならない。

エ 低入札価格調査を経て契約する場合は、低入札要領第17条第3号の規定に基づき、主任技術者又は監理技術者とは別に同等の資格を有する技術者(以下「追加技術者」という。)1名を専任で配置すること。特定企業体の場合は、代表構成員のみ追加技術者を配置するものとする。

オ 追加技術者は、現場代理人との兼務は認めない。

カ 専任の配置予定の技術者(追加技術者を含む。以下同じ。)は、当該者が在籍する建設業者と、上記5(2)に規定する確認申請書の提出期限日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。また、専任の配置予定の技術者は、営業所(建設業法第3条第1項本文に規定する営業所をいう。)の専任技術者と兼務することはできない。

キ 配置予定の技術者が特定できないときは、複数の候補者を確認資料に記載すること。

ク 本工事の配置予定の技術者が、他の工事に現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事中又は従事予定で、本工事の予定工期と重複する場合は、当該者を確認資料に記載することはできない。ただし、重複する期間が、他の工事の完成検査終了後の後片付け期間と本工事の準備期間である場合又は本工事の機器等の工場製作を含む工事において工場製作のみが行われている期間若しくは他の工事が全面的に一時中止している期間で、確実に本工事に配置することができる場合を除く。

ケ 落札者決定後、CORINS等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

(6) その他の参加資格

単体又は特定企業体における各構成員は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第132条の規定に該当しない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続開始決定又は再生手続開始決定を受けている者を除く。

エ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成25年4月1日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

オ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成25年4月1日施行）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

カ 経常建設共同企業体でないこと。

12 低入札要領の規定に基づく調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があった場合には、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。）。また、調査後に契約を締結した場合は、下請負業者等との関係において適正な契約とその履行が行われているか追跡調査を行うものとする。

13 低入札要領の規定に基づく失格基準価格

設定する（失格基準価格を下回る入札を行った者は、失格となる。）。

14 入札保証金

本工事は入札ボンド制度を導入する工事であり、入札保証金の取扱いは次のとおりとし、財務規程第134条第2項第3号及び第4号に掲げる履行実績による入札保証金の免除は行わない。

(1) 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の105に相当する金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の5以上（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 納付方法

納付書兼領収書送付依頼書（以下「依頼書」という。）に必要事項を記入し、

下記14(2)アの提出先にファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。また、依頼書に記載された依頼者の住所に着払いの郵送又は宅配便により送付する納付書兼領収書により納付すること。

なお、依頼書を持参した場合は、受理しない。

ア 提出先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号 埼玉県病院局
小児医療センター建設課建築担当 電話048-830-5988(直通) ファクシミリ
048-830-4905

イ 依頼書提出期間

平成25年7月26日(金)午前9時から平成25年9月5日(木)午後5時まで

ウ 納付期限

平成25年9月9日(月)

(3) 納付の確認

金融機関の出納済印を受けた納付書兼領収書の写しを下記14(3)アの提出先にファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。

ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務
部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743(直通) ファクシミリ
048-830-4915

イ 提出期限

平成25年9月9日(月)午後5時まで

(4) 次のとおり有価証券等を担保として持参(下記14(4)ア(ウ)にあっては、郵送)により提出することにより、入札保証金の納付に代えることができる。

なお、その価値は、債権金額(下記14(4)ア(ウ)にあっては、保証金額)と同額とする。

ア 対象となる有価証券等

(ア) 利付国債

(イ) 埼玉県債

(ウ) 銀行等(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条の金融機関をいう。以下同じ。)の保証

イ 提出先

利付国債及び埼玉県債については上記14(2)アの提出先に、銀行等の保証については上記14(3)アの提出先にそれぞれ指定した方法により提出すること。

ウ 提出期限

平成25年9月9日(月)午後5時まで

- (5) 次のいずれかに該当する者は、入札保証金の納付を免除する。
- ア 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証券を郵送により上記14(3)アの提出先に同14(3)イに示す期限までに提出した者
- イ 銀行等又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項の保証事業会社をいう。以下同じ。)との間に契約保証の予約を締結し、当該契約保証予約証書を郵送により上記14(3)アの提出先に同14(3)イに示す期限までに提出した者
- (6) 入札保証又は入札保証保険の期間は、入札書提出日から平成25年10月31日(木)までの期間を含むこと。
- (7) 落札者以外の入札保証金は、入札の終了後還付するので、納付書兼領収書等により入札保証金を納付した者は、あらかじめ振込先、口座番号等を記載した請求書を用意すること。

なお、落札者がその責めに帰すべき理由により契約を締結しないときは、入札保証金は、還付しない。また、落札者に係る当該入札保証金は、当該落札者が納付すべき契約保証金に充当する。

15 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の10以上(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額)の契約保証金(入札保証金を納付したときは、その差額)を納付しなければならない。

ただし、低入札価格調査を経て契約する場合の契約保証金の額は、低入札要領第17条第5号の規定に基づき、契約金額の100分の30以上とする。

- (2) 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。なお、その価値は、債権金額(下記15(2)ウにあっては、保証金額)と同額とする。

ア 利付国債

イ 埼玉県債

ウ 銀行等又は保証事業会社の保証

- (3) 次のいずれかに該当する者は、契約保証金の納付を免除する。
- ア 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者
- イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他埼玉県病院事業管理者が指定する金融機関と埼玉県を債権者とする工事履行保証契約を締結した者

- (4) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、契約者がある責めに帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときは、契約保証金は、還付しない。

16 支払条件

(1) 前金払

する(その額は契約金額の40%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。)。ただし、継続費に基づく契約にあっては、その年割額の40%以内とする。

(2) 中間前金払

する(中間前金払を選択した場合に限る。その額は契約金額の20%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。)。ただし、継続費に基づく契約にあっては、その年割額の20%以内とする。

(3) 部分払

する(部分払を選択した場合に限る。)

17 現場説明会

開催しない。

18 契約の締結に係る留意事項

落札決定から本契約までの間に埼玉県との契約に係る入札参加停止等の措置要領第2条に規定する入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない(契約辞退を申し出るものとする。)

19 入札に関する注意事項

(1) 入札の執行

ア 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、開札日時の時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

イ 入札に参加する者が1者であっても、入札を執行する。

ウ 入札執行時の入札に参加する者の立ち会いは求めない。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

(3) 提出書類

ア 入札金額見積内訳書を電子入札システムによる入札書提出の際に添付する

こと。なお、電子入札システムにより提出できない者にとっては、入札書と共に提出すること。

イ 落札者は、落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。

(4) 入札回数

ア 再度入札は、3回までとする。この場合は、電子入札システム上（電子入札システムにより案内できない者にとっては、郵送等）で案内する。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(5) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受けた後であっても、入札を辞退することができる。

(6) 関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(7) くじ

ア 落札者とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、くじにより、落札者を決定する。

イ くじは、電子入札システムの電子くじを使用する。

ウ 電子入札システムにより入札書を提出できない者は、電子くじに使用するくじ入力番号として、任意の3桁の数字を入札書に記載すること。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格のない者がした入札

イ 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札

ウ 電子証明書を不正に使用した者がした入札

エ 電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札

オ 不備のある入札金額見積内訳書を提出した者がした入札

カ 談合その他不正行為があったと認められる入札

キ 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

ク 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札

ケ やむを得ず紙入札又は郵便入札とした場合で、次に掲げる入札をした者がした入札

(ア) 入札者の押印のないもの

- (イ) 記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のないもの
- (ロ) 押印された印影が明らかでないもの
- (ハ) 記載すべき事項の記入のないもの又は記入した事項が明らかでないもの
- (ニ) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
- (ホ) 他人の代理を兼ねた者がしたもの
- (ヘ) 2以上の入札書を提出した者がしたもの又は2以上の者の代理をした者がしたもの
- (コ) 入札書が指定の日時までに指定の場所に到着しなかったもの

コ その他公告に示す事項に反した者がした入札

(9) その他の注意事項

ア 一度提出した入札書の書換え、引替え又は撤回は、することはできない。

イ 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を執行しないことがある。

20 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 手続における交渉の有無

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約後の技術提案

工事請負契約締結後、請負人は、設計図書等に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書等の変更について、発注者に提案することができる。

(5) 埼玉県建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札参加者心得（平成13年3月30日施行）を熟知の上、埼玉県公共工事等電子入札運用基準（平成17年10月1日施行）に基づき入札に参加すること。

(6) 提出された確認申請書、確認資料及びその他必要な資料は、返却しない。

(7) 落札者は、確認資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

21 この公告に関する問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通） ファクシミリ048-830-4915

22 Summary

(1) Nature of Services Required:

Construction Work at the New Saitama Prefectural Pediatric Care Center

(2) Submission period for confirmation documents and materials:

9:00 am Monday July 29 through 5:00 pm Thursday August 15, 2013

(3) Submission period for other important documents:

9:00 am Monday July 29 through 5:00 pm Monday August 19, 2013

(4) Bidding submission period by electronic bidding system and mail:

9:00 am Thursday September 5 through 5:00 pm Monday September 9, 2013

(5) Date and time of bidding:

10:30 am Tuesday September 10, 2013

(6) Contact information:

Large-Scale Construction Projects Group

Bidding Services Division

Department of General Affairs

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1 Urawa-ku

Saitama-shi, Saitama-ken

330-9301 Japan

Phone: 048-830-2743

Fax: 048-830-4915

告 示

埼玉県病院事業告示第六十二号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十五年七月二十六日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 工事概要等

(1) 工事名

埼玉県立小児医療センター新病院電気設備工事

(2) 工事場所

埼玉県さいたま市中央区新都心1番2

(3) 工事期間

契約確定の日から平成28年3月7日(月)まで

(4) 設計金額

入札執行後に公表する。

(5) 工事概要

ア 目的

施設の免震化、最新医療への対応及び周産期医療体制や救急医療体制の充実を図るため、さいたま赤十字病院と一体整備を行う。

イ 規模及び構造(小児医療センター部分)

敷地面積 10,031.17㎡

建築面積 約8,400㎡

延べ面積 約68,100㎡(病院部分 約59,300㎡)

地下2階、地上13階建て

鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造(免震構造)

病床数 316床

駐車場台数 335台

ウ 工事内容

電気設備工事 一式

2 落札者の決定方法

本件入札は、埼玉県建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札執行要領(平成8年5月1日施行)に基づき、価格競争方式により落札者を決定する。

3 入札手続の方法等

本件入札は、埼玉県公共工事等電子入札運用基準(平成17年10月1日施行)に基づき、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム(以下「電子入札システム」という。)により行う。国土交通省の行うコアシステムによる電子入札に参加した実績を有する者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

なお、入札に関する情報は、次のとおりインターネットホームページに掲載する。

(1) アドレス

<https://ebidwwwjk.ebid.pref.saitama.lg.jp/koukai/do/KF000ShowAction>

(2) 掲載期間

平成25年7月26日(金)から平成25年9月5日(木)まで

4 設計図書等

設計図面及び仕様書等(以下「設計図書等」という。)は、電子入札システムに掲載せず、電子データをCD-R又はDVD-Rに記録して貸与する。貸与方法については、次のとおりとする。

(1) 貸与を希望する者は「設計図書等貸与申請書」に必要事項を記入し、次の場所にファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。

なお、「設計図書等貸与申請書」を持参した場合は、受理しない。

ア 場所

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号 埼玉県病院局
小児医療センター建設課設備担当 電話048-830-5994(直通) ファクシミリ048-830-4905

イ 受付期間

平成25年7月26日(金)午前9時00分から

平成25年9月5日(木)午後5時00分まで

(2) 貸与の方法

設計図書等貸与申請書に記載された申請者の住所に着払いの郵送又は宅配便により設計図書等を送付する。

(3) 返却

平成25年9月9日(月)までに郵送又は宅配便により上記4(1)アの場所に返却する。

5 競争参加資格確認申請書の提出

入札参加を希望する者は、下記5(2)に示す期間内に電子入札システムの競争参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)に一般競争入札参加資格等確認資料(以下「確認資料」という。)を添付して、電子入札システム(電子入札システムにより提出できない者にあつては、郵送)により提出すること。また、下記5(3)に示す期間内にその他必要な資料を郵送により提出し、入札参加資格の有無の確認を受けなければならない。なお、提出受付期間の終期日時を過ぎて電子入札システム又は郵送により提出した確認申請書及び提出受付期間の終期日時までにその他必要な資料が到着しなかった場合の確認申請書は、無効とする。

確認申請書、確認資料及びその他必要な資料の提出先、提出受付期間及び提出部数は、次のとおりとする。

(1) 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743(直通)

(2) 確認申請書及び確認資料の提出受付期間

平成25年7月29日(月)午前9時から平成25年8月15日(木)午後5時まで

(3) その他必要な資料の提出受付期間

平成25年7月29日(月)午前9時から平成25年8月19日(月)午後5時まで

(4) 提出部数

2部(正本1部及び副本1部。副本は、正本を複写したもので可とする。)

6 入札参加資格の有無の確認

(1) 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、資格がある旨は電子入札システム(電子入札システムにより通知できない者にとっては、郵送等)により、資格がない旨は電子メール及び電話により平成25年8月23日(金)にそれぞれ通知する。

(2) 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、平成25年8月29日(木)午後3時までに上記5(1)の提出先に郵送により書面を提出し、入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。再確認の結果は、電子入札システム(電子入札システムにより通知できない者にとっては、郵送等)により通知する。

7 設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問がある場合は、下記7(2)に示す期間内に、質問書を電子入札システム又は郵送により提出すること。

なお、質問書、質問内容(題名、説明要求内容)には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。

(1) 郵送による提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当

(2) 質問受付期間

平成25年7月29日(月)午前9時から

平成25年8月8日(木)午後3時まで

(郵送の場合は、平成25年8月7日(水)必着のこと。提出期限後に到着した質問には回答しない。)

8 質問に対する回答

質問に対する回答は、平成25年8月14日(水)までに電子入札システム上で掲

示する。電子入札システム上に掲示された内容を閲覧できない者には、郵送等で回答するので、次の連絡先に電話すること。

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通）

9 入札執行の日時等

入札執行の日時等は、次のとおりである。なお、変更する場合は、入札参加資格があると認められる者に別途通知する。

(1) 入札書提出期間

平成25年9月5日（木）午前9時から平成25年9月9日（月）午後5時まで

(2) 郵便による入札

入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送による入札書を受け付ける。提出先等は、次のとおりとする。

ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当

イ 提出方法

一般書留郵便又は簡易書留郵便によること。

ウ 提出期間

上記9(1)のとおりとする。

(3) 開札日時

平成25年9月10日（火）午前11時30分

10 入札に参加できる者の形態

(1) 単体企業（以下「単体」という。）又は2者若しくは3者による特定建設工事共同企業体（以下「特定企業体」という。）とする。

(2) 単体の場合にあつては、他の特定企業体の構成員となっていないこと。

(3) 特定企業体における運営形態及び代表者の選定については、埼玉県共同企業体取扱要綱（平成25年4月1日施行）第10条第1項第1号及び第6号を除く。）によること。ただし、以下の形態をとることはできない。

ア 本件入札において、複数の特定企業体の構成員となること。

イ 経常建設共同企業体が、特定企業体の構成員となること。

11 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

(1) 建設業の許可

単体又は特定企業体における各構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による電気工事業に係る建設業の許可を受けている者であること。なお、下請代金の総額が3千万円以上となる場合には、特定建設業の許可を受けている者であること。

(2) 工事成績

単体又は特定企業体における各構成員は、平成22年度及び平成23年度に完成した埼玉県発注工事のうち、電気工事業の工事成績点数の平均が、いずれの年度においても65点以上の者であること。ただし、受注実績がない等の理由により工事成績点数のない者については、この限りでない。

(3) 経営事項審査における総合評定値

単体又は特定企業体の各構成員は、電気工事業について、開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。単体又は特定企業体の代表構成員は、その総合評定値が1,400点以上であること。また、特定企業体の代表構成員以外の構成員（以下「その他構成員」という。）は、その総合評定値が900点以上であること。ただし、経営事項審査の審査基準日は、開札日の直近のもの（下記11(6)ウただし書に該当する者にあつては、手続開始決定日以降のもの）であること。

なお、官公需適格組合については、その総合評定値を、平成25・26年度埼玉県建設工事請負競争入札参加資格者格付要領（平成25年4月1日施行）第4のただし書に規定する特例により算出した客観的事項の審査数値と読み替えることができるものとし、その算出に当たっては、審査基準日が開札日の直近のものである経営事項審査における数値を用いるものとする。

(4) 施工実績

単体又は特定企業体の代表構成員は、契約の締結日にかかわらず平成10年4月1日から本件入札の公告日までの間に、延べ面積30,000㎡以上の病院の新築、改築又は増築工事（増築工事にあつては、増築部分の延べ面積が30,000㎡以上のものに限る。）に係る電気設備工事を元請負又は1次下請負で完成させた実績を有すること。

(5) 配置予定の技術者

ア 単体又は特定企業体の代表構成員の配置予定の技術者は、本件入札の公告日までに、1回の契約金額（特定建設工事共同企業体による契約にあつては、出資比率に基づく相当額）が10億円以上の建築物に係る電気設備工事において、全工期（準備期間、後片付け期間及び機器等の工場製作を含む工事において工場製作のみが行われている期間を除く。）にわたり現場代理人、主任

技術者又は監理技術者として従事した経験を有する者であること。

なお、その他構成員の配置予定の技術者は、経験を問わない。

イ 入札に参加しようとする者は、建設業法に規定された資格及び上記11(5)アに示す経験を有する者を本工事の主任技術者又は監理技術者として配置すること。ただし、下請代金の総額が、3千万円以上となる場合は、監理技術者を配置しなければならない。また、請負代金の額が、2千5百万円以上となる場合に配置する技術者は、専任でなければならない。

ウ 低入札価格調査を経て契約する場合に配置する技術者は、埼玉県建設工事低入札価格調査制度実施要領（平成25年6月10日施行。以下「低入札要領」という。）第17条第2号の規定に基づき、請負代金の額にかかわらず専任でなければならない。

エ 低入札価格調査を経て契約する場合は、低入札要領第17条第3号の規定に基づき、主任技術者又は監理技術者とは別に同等の資格を有する技術者（以下「追加技術者」という。）1名を専任で配置すること。特定企業体の場合は、代表構成員のみ追加技術者を配置するものとする。

オ 追加技術者は、現場代理人との兼務は認めない。

カ 専任の配置予定の技術者（追加技術者を含む。以下同じ。）は、当該者が在籍する建設業者と、上記5(2)に規定する確認申請書の提出期限日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。また、専任の配置予定の技術者は、営業所（建設業法第3条第1項本文に規定する営業所をいう。）の専任技術者と兼務することはできない。

キ 配置予定の技術者が特定できないときは、複数の候補者を確認資料に記載すること。

ク 本工事の配置予定の技術者が、他の工事に現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事中又は従事予定で、本工事の予定工期と重複する場合は、当該者を確認資料に記載することはできない。ただし、重複する期間が、他の工事の完成検査終了後の後片付け期間と本工事の準備期間である場合又は本工事の機器等の工場製作を含む工事において工場製作のみが行われている期間若しくは他の工事が全面的に一時中止している期間で、確実に本工事に配置することができる場合を除く。

ケ 落札者決定後、CORINS等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

(6) その他の参加資格

単体又は特定企業体における各構成員は、次に掲げる要件を全て満たすこ

と。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第132条の規定に該当しない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続開始決定又は再生手続開始決定を受けている者を除く。

エ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成25年4月1日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

オ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成25年4月1日施行）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

カ 経常建設共同企業体でないこと。

12 低入札要領の規定に基づく調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があった場合には、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。）。また、調査後に契約を締結した場合は、下請負業者等との関係において適正な契約とその履行が行われているか追跡調査を行うものとする。

13 低入札要領の規定に基づく失格基準価格

設定する（失格基準価格を下回る入札を行った者は、失格となる。）。

14 入札保証金

本工事は入札ボンド制度を導入する工事であり、入札保証金の取扱いは次のとおりとし、財務規程第134条第2項第3号及び第4号に掲げる履行実績による入札保証金の免除は行わない。

(1) 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の105に相当する金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の5以上（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 納付方法

納付書兼領収書送付依頼書（以下「依頼書」という。）に必要事項を記入し、下記14(2)アの提出先にファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認

を行うこと。また、依頼書に記載された依頼者の住所に着払いの郵送又は宅配便により送付する納付書兼領収書により納付すること。

なお、依頼書を持参した場合は、受理しない。

ア 提出先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号 埼玉県病院局
小児医療センター建設課設備担当 電話048-830-5994(直通) ファクシミリ
048-830-4905

イ 依頼書提出期間

平成25年7月26日(金)午前9時から平成25年9月5日(木)午後5時まで

ウ 納付期限

平成25年9月9日(月)

(3) 納付の確認

金融機関の出納済印を受けた納付書兼領収書の写しを下記14(3)アの提出先にファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。

ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務
部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743(直通) ファクシミリ
048-830-4915

イ 提出期限

平成25年9月9日(月)午後5時まで

(4) 次のとおり有価証券等を担保として持参(下記14(4)ア(ウ)にあつては、郵送)により提出することにより、入札保証金の納付に代えることができる。

なお、その価値は、債権金額(下記14(4)ア(ウ)にあつては、保証金額)と同額とする。

ア 対象となる有価証券等

(ア) 利付国債

(イ) 埼玉県債

(ウ) 銀行等(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条の金融機関をいう。以下同じ。)の保証

イ 提出先

利付国債及び埼玉県債については上記14(2)アの提出先に、銀行等の保証については上記14(3)アの提出先にそれぞれ指定した方法により提出すること。

ウ 提出期限

平成25年9月9日(月)午後5時まで

- (5) 次のいずれかに該当する者は、入札保証金の納付を免除する。
- ア 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証券を郵送により上記14(3)アの提出先に同14(3)イに示す期限までに提出した者
- イ 銀行等又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項の保証事業会社をいう。以下同じ。)との間に契約保証の予約を締結し、当該契約保証予約証書を郵送により上記14(3)アの提出先に同14(3)イに示す期限までに提出した者
- (6) 入札保証又は入札保証保険の期間は、入札書提出日から平成25年10月31日(木)までの期間を含むこと。
- (7) 落札者以外の入札保証金は、入札の終了後還付するので、納付書兼領収書等により入札保証金を納付した者は、あらかじめ振込先、口座番号等を記載した請求書を用意すること。

なお、落札者がその責めに帰すべき理由により契約を締結しないときは、入札保証金は、還付しない。また、落札者に係る当該入札保証金は、当該落札者が納付すべき契約保証金に充当する。

15 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の10以上(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額)の契約保証金(入札保証金を納付したときは、その差額)を納付しなければならない。
- ただし、低入札価格調査を経て契約する場合の契約保証金の額は、低入札要領第17条第5号の規定に基づき、契約金額の100分の30以上とする。
- (2) 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。なお、その価値は、債権金額(下記15(2)ウにあっては、保証金額)と同額とする。
- ア 利付国債
- イ 埼玉県債
- ウ 銀行等又は保証事業会社の保証
- (3) 次のいずれかに該当する者は、契約保証金の納付を免除する。
- ア 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者
- イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他埼玉県病院事業管理者が指定する金融機関と埼玉県を債権者とする工事履行保証契約を締結した者
- (4) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、

還付する。ただし、契約者がその責めに帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときは、契約保証金は、還付しない。

16 支払条件

(1) 前金払

する(その額は契約金額の40%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。)。ただし、継続費に基づく契約にあっては、その年割額の40%以内とする。

(2) 中間前金払

する(中間前金払を選択した場合に限る。その額は契約金額の20%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。)。ただし、継続費に基づく契約にあっては、その年割額の20%以内とする。

(3) 部分払

する(部分払を選択した場合に限る。)

17 現場説明会

開催しない。

18 契約の締結に係る留意事項

落札決定から本契約までの間に埼玉県との契約に係る入札参加停止等の措置要領第2条に規定する入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない(契約辞退を申し出るものとする。)。

19 入札に関する注意事項

(1) 入札の執行

ア 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、開札日時の時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

イ 入札に参加する者が1者であっても、入札を執行する。

ウ 入札執行時の入札に参加する者の立ち会いは求めない。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

(3) 提出書類

ア 入札金額見積内訳書を電子入札システムによる入札書提出の際に添付すること。なお、電子入札システムにより提出できない者には、入札書と

共に提出すること。

イ 落札者は、落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。

(4) 入札回数

ア 再度入札は、3回までとする。この場合は、電子入札システム上（電子入札システムにより案内できない者にあつては、郵送等）で案内する。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(5) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受けた後であっても、入札を辞退することができる。

(6) 関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(7) くじ

ア 落札者とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、くじにより、落札者を決定する。

イ くじは、電子入札システムの電子くじを使用する。

ウ 電子入札システムにより入札書を提出できない者は、電子くじに使用するくじ入力番号として、任意の3桁の数字を入札書に記載すること。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格のない者がした入札

イ 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札

ウ 電子証明書を不正に使用した者がした入札

エ 電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札

オ 不備のある入札金額見積内訳書を提出した者がした入札

カ 談合その他不正行為があつたと認められる入札

キ 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

ク 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札

ケ やむを得ず紙入札又は郵便入札とした場合で、次に掲げる入札をした者がした入札

(ア) 入札者の押印のないもの

(イ) 記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のないもの

- (g) 押印された印影が明らかでないもの
- (I) 記載すべき事項の記入のないもの又は記入した事項が明らかでないもの
- (d) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
- (h) 他人の代理を兼ねた者がしたもの
- (#) 2以上の入札書を提出した者がしたもの又は2以上の者の代理をした者がしたもの
- (k) 入札書が指定の日時まで指定の場所に到着しなかったもの
- コ その他公告に示す事項に反した者がした入札

(9) その他の注意事項

- ア 一度提出した入札書の書換え、引替え又は撤回は、することはできない。
- イ 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を執行しないことがある。

20 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 手続における交渉の有無

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約後の技術提案

工事請負契約締結後、請負人は、設計図書等に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書等の変更について、発注者に提案することができる。

(5) 埼玉県建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札参加者心得（平成13年3月30日施行）を熟知の上、埼玉県公共工事等電子入札運用基準（平成17年10月1日施行）に基づき入札に参加すること。

(6) 提出された確認申請書、確認資料及びその他必要な資料は、返却しない。

(7) 落札者は、確認資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

21 この公告に関する問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通） ファクシミリ048-830-4915

22 Summary

(1) Nature of Services Required:

Electric Installations at the New Saitama Prefectural Pediatric Care Center

- (2) Submission period for confirmation documents and materials:
9:00 am Monday July 29 through 5:00 pm Thursday August 15, 2013
- (3) Submission period for other important documents:
9:00 am Monday July 29 through 5:00 pm Monday August 19, 2013
- (4) Bidding submission period by electronic bidding system and mail:
9:00 am Thursday September 5 through 5:00 pm Monday September 9, 2013
- (5) Date and time of bidding:
11:30 am Tuesday September 10, 2013
- (6) Contact information:
Large-Scale Construction Projects Group
Bidding Services Division
Department of General Affairs
Saitama Prefectural Government
Takasago 3-15-1 Urawa-ku
Saitama-shi, Saitama-ken
330-9301 Japan
Phone: 048-830-2743
Fax: 048-830-4915

告 示

埼玉県病院事業告示第六十三号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十五年七月二十六日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 工事概要等

(1) 工事名

埼玉県立小児医療センター新病院給排水設備工事

(2) 工事場所

埼玉県さいたま市中央区新都心1番2

(3) 工事期間

契約確定の日から平成28年3月7日(月)まで

(4) 設計金額

入札執行後に公表する。

(5) 工事概要

ア 目的

施設の免震化、最新医療への対応及び周産期医療体制や救急医療体制の充実を図るため、さいたま赤十字病院と一体整備を行う。

イ 規模及び構造(小児医療センター部分)

敷地面積 10,031.17㎡

建築面積 約8,400㎡

延べ面積 約68,100㎡(病院部分 約59,300㎡)

地下2階、地上13階建て

鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造(免震構造)

病床数 316床

駐車場台数 335台

ウ 工事内容

給排水設備工事 一式

2 落札者の決定方法

本件入札は、埼玉県建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札執行要領(平成8年5月1日施行)に基づき、価格競争方式により落札者を決定する。

3 入札手続の方法等

本件入札は、埼玉県公共工事等電子入札運用基準(平成17年10月1日施行)に基づき、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム(以下「電子入札システム」という。)により行う。国土交通省の行うコアシステムによる電子入札に参加した実績を有する者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

なお、入札に関する情報は、次のとおりインターネットホームページに掲載する。

(1) アドレス

<https://ebidwwwjk.ebid.pref.saitama.lg.jp/koukai/do/KF000ShowAction>

(2) 掲載期間

平成25年7月26日(金)から平成25年9月5日(木)まで

4 設計図書等

設計図面及び仕様書等(以下「設計図書等」という。)は、電子入札システムに掲載せず、電子データをCD-R又はDVD-Rに記録して貸与する。貸与方法については、次のとおりとする。

(1) 貸与を希望する者は「設計図書等貸与申請書」に必要事項を記入し、次の場所にファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。

なお、「設計図書等貸与申請書」を持参した場合は、受理しない。

ア 場所

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号 埼玉県病院局
小児医療センター建設課設備担当 電話048-830-5994(直通) ファクシミリ048-830-4905

イ 受付期間

平成25年7月26日(金)午前9時00分から

平成25年9月5日(木)午後5時00分まで

(2) 貸与の方法

設計図書等貸与申請書に記載された申請者の住所に着払いの郵送又は宅配便により設計図書等を送付する。

(3) 返却

平成25年9月9日(月)までに郵送又は宅配便により上記4(1)アの場所に返却する。

5 競争参加資格確認申請書の提出

入札参加を希望する者は、下記5(2)に示す期間内に電子入札システムの競争参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)に一般競争入札参加資格等確認資料(以下「確認資料」という。)を添付して、電子入札システム(電子入札システムにより提出できない者にとっては、郵送)により提出すること。また、下記5(3)に示す期間内にその他必要な資料を郵送により提出し、入札参加資格の有無の確認を受けなければならない。なお、提出受付期間の終期日時を過ぎて電子入札システム又は郵送により提出した確認申請書及び提出受付期間の終期日時までにその他必要な資料が到着しなかった場合の確認申請書は、無効とする。

確認申請書、確認資料及びその他必要な資料の提出先、提出受付期間及び提出部数は、次のとおりとする。

(1) 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743(直通)

(2) 確認申請書及び確認資料の提出受付期間

平成25年7月29日(月)午前9時から平成25年8月15日(木)午後5時まで

(3) その他必要な資料の提出受付期間

平成25年7月29日(月)午前9時から平成25年8月19日(月)午後5時まで

(4) 提出部数

2部(正本1部及び副本1部。副本は、正本を複写したもので可とする。)

6 入札参加資格の有無の確認

(1) 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、資格がある旨は電子入札システム(電子入札システムにより通知できない者にとっては、郵送等)により、資格がない旨は電子メール及び電話により平成25年8月23日(金)にそれぞれ通知する。

(2) 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、平成25年8月29日(木)午後3時までに上記5(1)の提出先に郵送により書面を提出し、入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。再確認の結果は、電子入札システム(電子入札システムにより通知できない者にとっては、郵送等)により通知する。

7 設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問がある場合は、下記7(2)に示す期間内に、質問書を電子入札システム又は郵送により提出すること。

なお、質問書、質問内容(題名、説明要求内容)には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。

(1) 郵送による提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当

(2) 質問受付期間

平成25年7月29日(月)午前9時から

平成25年8月8日(木)午後3時まで

(郵送の場合は、平成25年8月7日(水)必着のこと。提出期限後に到着した質問には回答しない。)

8 質問に対する回答

質問に対する回答は、平成25年8月14日(水)までに電子入札システム上で掲

示する。電子入札システム上に掲示された内容を閲覧できない者には、郵送等で回答するので、次の連絡先に電話すること。

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通）

9 入札執行の日時等

入札執行の日時等は、次のとおりである。なお、変更する場合は、入札参加資格があると認められる者に別途通知する。

(1) 入札書提出期間

平成25年9月5日（木）午前9時から平成25年9月9日（月）午後5時まで

(2) 郵便による入札

入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送による入札書を受け付ける。提出先等は、次のとおりとする。

ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当

イ 提出方法

一般書留郵便又は簡易書留郵便によること。

ウ 提出期間

上記9(1)のとおりとする。

(3) 開札日時

平成25年9月10日（火）午後1時00分

10 入札に参加できる者の形態

(1) 単体企業（以下「単体」という。）又は2者若しくは3者による特定建設工事共同企業体（以下「特定企業体」という。）とする。

(2) 単体の場合にあつては、他の特定企業体の構成員となっていないこと。

(3) 特定企業体における運営形態及び代表者の選定については、埼玉県共同企業体取扱要綱（平成25年4月1日施行）第10条第1項第1号及び第6号を除く。）によること。ただし、以下の形態をとることはできない。

ア 本件入札において、複数の特定企業体の構成員となること。

イ 経常建設共同企業体が、特定企業体の構成員となること。

11 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

(1) 建設業の許可

単体又は特定企業体における各構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による管工事業に係る建設業の許可を受けている者であること。なお、下請代金の総額が3千万円以上となる場合には、特定建設業の許可を受けている者であること。

(2) 工事成績

単体又は特定企業体における各構成員は、平成22年度及び平成23年度に完成した埼玉県発注工事のうち、管工事業の工事成績点数の平均が、いずれの年度においても65点以上の者であること。ただし、受注実績がない等の理由により工事成績点数のない者については、この限りでない。

(3) 経営事項審査における総合評定値

単体又は特定企業体の各構成員は、管工事業について、開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。単体又は特定企業体の代表構成員は、その総合評定値が1,400点以上であること。また、特定企業体の代表構成員以外の構成員（以下「その他構成員」という。）は、その総合評定値が900点以上であること。ただし、経営事項審査の審査基準日は、開札日の直近のもの（下記11(6)ウただし書に該当する者にとっては、手続開始決定日以降のもの）であること。

なお、官公需適格組合については、その総合評定値を、平成25・26年度埼玉県建設工事請負競争入札参加資格者格付要領（平成25年4月1日施行）第4のただし書に規定する特例により算出した客観的事項の審査数値と読み替えることができるものとし、その算出に当たっては、審査基準日が開札日の直近のものである経営事項審査における数値を用いるものとする。

(4) 施工実績

単体又は特定企業体の代表構成員は、契約の締結日にかかわらず平成10年4月1日から本件入札の公告日までの間に、延べ面積30,000㎡以上の病院の新築、改築又は増築工事（増築工事にあつては、増築部分の延べ面積が30,000㎡以上のものに限る。）に係る管工事を元請負又は1次下請負で完成させた実績を有すること。

(5) 配置予定の技術者

ア 単体又は特定企業体の代表構成員の配置予定の技術者は、本件入札の公告日までに、1回の契約金額（特定建設工事共同企業体による契約にあつては、出資比率に基づく相当額とする。）が10億円以上の建築物に係る管工事において、元請負で全工期（準備期間、後片付け期間及び機器等の工場製作を含む工事において工場製作のみが行われている期間を除く。）にわたり現場代

理人、主任技術者又は監理技術者として従事した経験を有する者であること。

なお、その他構成員の配置予定の技術者は、経験を問わない。

イ 入札に参加しようとする者は、建設業法に規定された資格及び上記11(5)アに示す経験を有する者を本工事の主任技術者又は監理技術者として配置すること。ただし、下請代金の総額が、3千万円以上となる場合は、監理技術者を配置しなければならない。また、請負代金の額が、2千5百万円以上となる場合に配置する技術者は、専任でなければならない。

ウ 低入札価格調査を経て契約する場合に配置する技術者は、埼玉県建設工事低入札価格調査制度実施要領（平成25年6月10日施行。以下「低入札要領」という。）第17条第2号の規定に基づき、請負代金の額にかかわらず専任でなければならない。

エ 低入札価格調査を経て契約する場合は、低入札要領第17条第3号の規定に基づき、主任技術者又は監理技術者とは別に同等の資格を有する技術者（以下「追加技術者」という。）1名を専任で配置すること。特定企業体の場合は、代表構成員のみ追加技術者を配置するものとする。

オ 追加技術者は、現場代理人との兼務は認めない。

カ 専任の配置予定の技術者（追加技術者を含む。以下同じ。）は、当該者が在籍する建設業者と、上記5(2)に規定する確認申請書の提出期限日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。また、専任の配置予定の技術者は、営業所（建設業法第3条第1項本文に規定する営業所をいう。）の専任技術者と兼務することはできない。

キ 配置予定の技術者が特定できないときは、複数の候補者を確認資料に記載すること。

ク 本工事の配置予定の技術者が、他の工事に現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事中又は従事予定で、本工事の予定工期と重複する場合は、当該者を確認資料に記載することはできない。ただし、重複する期間が、他の工事の完成検査終了後の後片付け期間と本工事の準備期間である場合又は本工事の機器等の工場製作を含む工事において工場製作のみが行われている期間若しくは他の工事が全面的に一時中止している期間で、確実に本工事に配置することができる場合を除く。

ケ 落札者決定後、CORINS等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

(6) その他の参加資格

単体又は特定企業体における各構成員は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第132条の規定に該当しない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続開始決定又は再生手続開始決定を受けている者を除く。

エ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成25年4月1日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

オ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成25年4月1日施行）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

カ 経常建設共同企業体でないこと。

12 低入札要領の規定に基づく調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があった場合には、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。）。また、調査後に契約を締結した場合は、下請負業者等との関係において適正な契約とその履行が行われているか追跡調査を行うものとする。

13 低入札要領の規定に基づく失格基準価格

設定する（失格基準価格を下回る入札を行った者は、失格となる。）。

14 入札保証金

本工事は入札ボンド制度を導入する工事であり、入札保証金の取扱いは次のとおりとし、財務規程第134条第2項第3号及び第4号に掲げる履行実績による入札保証金の免除は行わない。

(1) 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の105に相当する金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の5以上（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 納付方法

納付書兼領収書送付依頼書（以下「依頼書」という。）に必要事項を記入し、

下記14(2)アの提出先にファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。また、依頼書に記載された依頼者の住所に着払いの郵送又は宅配便により送付する納付書兼領収書により納付すること。

なお、依頼書を持参した場合は、受理しない。

ア 提出先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号 埼玉県病院局
小児医療センター建設課設備担当 電話048-830-5994(直通) ファクシミリ
048-830-4905

イ 依頼書提出期間

平成25年7月26日(金)午前9時から平成25年9月5日(木)午後5時まで

ウ 納付期限

平成25年9月9日(月)

(3) 納付の確認

金融機関の出納済印を受けた納付書兼領収書の写しを下記14(3)アの提出先にファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。

ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務
部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743(直通) ファクシミリ
048-830-4915

イ 提出期限

平成25年9月9日(月)午後5時まで

(4) 次のとおり有価証券等を担保として持参(下記14(4)ア(ウ)にあっては、郵送)により提出することにより、入札保証金の納付に代えることができる。

なお、その価値は、債権金額(下記14(4)ア(ウ)にあっては、保証金額)と同額とする。

ア 対象となる有価証券等

(ア) 利付国債

(イ) 埼玉県債

(ウ) 銀行等(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条の金融機関をいう。以下同じ。)の保証

イ 提出先

利付国債及び埼玉県債については上記14(2)アの提出先に、銀行等の保証については上記14(3)アの提出先にそれぞれ指定した方法により提出すること。

ウ 提出期限

平成25年9月9日(月)午後5時まで

- (5) 次のいずれかに該当する者は、入札保証金の納付を免除する。
- ア 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証券を郵送により上記14(3)アの提出先に同14(3)イに示す期限までに提出した者
- イ 銀行等又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項の保証事業会社をいう。以下同じ。)との間に契約保証の予約を締結し、当該契約保証予約証書を郵送により上記14(3)アの提出先に同14(3)イに示す期限までに提出した者
- (6) 入札保証又は入札保証保険の期間は、入札書提出日から平成25年10月31日(木)までの期間を含むこと。
- (7) 落札者以外の入札保証金は、入札の終了後還付するので、納付書兼領収書等により入札保証金を納付した者は、あらかじめ振込先、口座番号等を記載した請求書を用意すること。

なお、落札者がその責めに帰すべき理由により契約を締結しないときは、入札保証金は、還付しない。また、落札者に係る当該入札保証金は、当該落札者が納付すべき契約保証金に充当する。

15 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の10以上(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額)の契約保証金(入札保証金を納付したときは、その差額)を納付しなければならない。

ただし、低入札価格調査を経て契約する場合の契約保証金の額は、低入札要領第17条第5号の規定に基づき、契約金額の100分の30以上とする。

- (2) 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。なお、その価値は、債権金額(下記15(2)ウにあっては、保証金額)と同額とする。

ア 利付国債

イ 埼玉県債

ウ 銀行等又は保証事業会社の保証

- (3) 次のいずれかに該当する者は、契約保証金の納付を免除する。
- ア 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者
- イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他埼玉県病院事業管理者が指定する金融機関と埼玉県を債権者とする工事履行保証契約を締結した者

- (4) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、契約者がある責めに帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときは、契約保証金は、還付しない。

16 支払条件

(1) 前金払

する(その額は契約金額の40%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。)。ただし、継続費に基づく契約にあっては、その年割額の40%以内とする。

(2) 中間前金払

する(中間前金払を選択した場合に限る。その額は契約金額の20%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。)。ただし、継続費に基づく契約にあっては、その年割額の20%以内とする。

(3) 部分払

する(部分払を選択した場合に限る。)

17 現場説明会

開催しない。

18 契約の締結に係る留意事項

落札決定から本契約までの間に埼玉県との契約に係る入札参加停止等の措置要領第2条に規定する入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない(契約辞退を申し出るものとする。)

19 入札に関する注意事項

(1) 入札の執行

ア 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、開札日時の時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

イ 入札に参加する者が1者であっても、入札を執行する。

ウ 入札執行時の入札に参加する者の立ち会いは求めない。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

(3) 提出書類

ア 入札金額見積内訳書を電子入札システムによる入札書提出の際に添付する

こと。なお、電子入札システムにより提出できない者にとっては、入札書と共に提出すること。

イ 落札者は、落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。

(4) 入札回数

ア 再度入札は、3回までとする。この場合は、電子入札システム上（電子入札システムにより案内できない者にとっては、郵送等）で案内する。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(5) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受けた後であっても、入札を辞退することができる。

(6) 関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(7) くじ

ア 落札者とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、くじにより、落札者を決定する。

イ くじは、電子入札システムの電子くじを使用する。

ウ 電子入札システムにより入札書を提出できない者は、電子くじに使用するくじ入力番号として、任意の3桁の数字を入札書に記載すること。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格のない者がした入札

イ 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札

ウ 電子証明書を不正に使用した者がした入札

エ 電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札

オ 不備のある入札金額見積内訳書を提出した者がした入札

カ 談合その他不正行為があったと認められる入札

キ 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

ク 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札

ケ やむを得ず紙入札又は郵便入札とした場合で、次に掲げる入札をした者がした入札

(ア) 入札者の押印のないもの

- (イ) 記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のないもの
- (ロ) 押印された印影が明らかでないもの
- (ハ) 記載すべき事項の記入のないもの又は記入した事項が明らかでないもの
- (ニ) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
- (ホ) 他人の代理を兼ねた者がしたもの
- (ヘ) 2以上の入札書を提出した者がしたもの又は2以上の者の代理をした者がしたもの
- (ニ) 入札書が指定の日時までに指定の場所に到着しなかったもの

コ その他公告に示す事項に反した者がした入札

(9) その他の注意事項

ア 一度提出した入札書の書換え、引替え又は撤回は、することはできない。

イ 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を執行しないことがある。

20 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 手続における交渉の有無

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約後の技術提案

工事請負契約締結後、請負人は、設計図書等に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書等の変更について、発注者に提案することができる。

(5) 埼玉県建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札参加者心得（平成13年3月30日施行）を熟知の上、埼玉県公共工事等電子入札運用基準（平成17年10月1日施行）に基づき入札に参加すること。

(6) 提出された確認申請書、確認資料及びその他必要な資料は、返却しない。

(7) 落札者は、確認資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

21 この公告に関する問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通） ファクシミリ048-830-4915

22 Summary

(1) Nature of Services Required:

Water Supply and Drainage Equipment Installation at the New Saitama Prefectural Pediatric Care Center

(2) Submission period for confirmation documents and materials:

9:00 am Monday July 29 through 5:00 pm Tuesday August 15, 2013

(3) Submission period for other important documents:

9:00 am Monday July 29 through 5:00 pm Monday August 19, 2013

(4) Bidding submission period by electronic bidding system and mail:

9:00 am Tuesday September 5 through 5:00 pm Monday September 9, 2013

(5) Date and time of bidding:

1:00 pm Tuesday September 10, 2013

(6) Contact information:

Large-Scale Construction Projects Group

Bidding Services Division

Department of General Affairs

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1 Urawa-ku

Saitama-shi, Saitama-ken

330-9301 Japan

Phone: 048-830-2743

Fax: 048-830-4915

告 示

埼玉県病院事業告示第六十四号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十五年七月二十六日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 工事概要等

(1) 工事名

埼玉県立小児医療センター新病院空調設備工事

(2) 工事場所

埼玉県さいたま市中央区新都心1番2

(3) 工事期間

契約確定の日から平成28年3月7日(月)まで

(4) 設計金額

入札執行後に公表する。

(5) 工事概要

ア 目的

施設の免震化、最新医療への対応及び周産期医療体制や救急医療体制の充実を図るため、さいたま赤十字病院と一体整備を行う。

イ 規模及び構造(小児医療センター部分)

敷地面積 10,031.17㎡

建築面積 約8,400㎡

延べ面積 約68,100㎡(病院部分 約59,300㎡)

地下2階、地上13階建て

鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造(免震構造)

病床数 316床

駐車場台数 335台

ウ 工事内容

空調設備工事 一式

2 落札者の決定方法

本件入札は、埼玉県建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札執行要領(平成8年5月1日施行)に基づき、価格競争方式により落札者を決定する。

3 入札手続の方法等

本件入札は、埼玉県公共工事等電子入札運用基準(平成17年10月1日施行)に基づき、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム(以下「電子入札システム」という。)により行う。国土交通省の行うコアシステムによる電子入札に参加した実績を有する者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

なお、入札に関する情報は、次のとおりインターネットホームページに掲載する。

(1) アドレス

<https://ebidwwwjk.ebid.pref.saitama.lg.jp/koukai/do/KF000ShowAction>

(2) 掲載期間

平成25年7月26日(金)から平成25年9月5日(木)まで

4 設計図書等

設計図面及び仕様書等(以下「設計図書等」という。)は、電子入札システムに掲載せず、電子データをCD-R又はDVD-Rに記録して貸与する。貸与方法については、次のとおりとする。

(1) 貸与を希望する者は「設計図書等貸与申請書」に必要事項を記入し、次の場所にファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。

なお、「設計図書等貸与申請書」を持参した場合は、受理しない。

ア 場所

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号 埼玉県病院局
小児医療センター建設課設備担当 電話048-830-5994(直通) ファクシミリ048-830-4905

イ 受付期間

平成25年7月26日(金)午前9時00分から

平成25年9月5日(木)午後5時00分まで

(2) 貸与の方法

設計図書等貸与申請書に記載された申請者の住所に着払いの郵送又は宅配便により設計図書等を送付する。

(3) 返却

平成25年9月9日(月)までに郵送又は宅配便により上記4(1)アの場所に返却する。

5 競争参加資格確認申請書の提出

入札参加を希望する者は、下記5(2)に示す期間内に電子入札システムの競争参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)に一般競争入札参加資格等確認資料(以下「確認資料」という。)を添付して、電子入札システム(電子入札システムにより提出できない者にあつては、郵送)により提出すること。また、下記5(3)に示す期間内にその他必要な資料を郵送により提出し、入札参加資格の有無の確認を受けなければならない。なお、提出受付期間の終期日時を過ぎて電子入札システム又は郵送により提出した確認申請書及び提出受付期間の終期日時までにその他必要な資料が到着しなかった場合の確認申請書は、無効とする。

確認申請書、確認資料及びその他必要な資料の提出先、提出受付期間及び提出部数は、次のとおりとする。

(1) 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743(直通)

(2) 確認申請書及び確認資料の提出受付期間

平成25年7月29日(月)午前9時から平成25年8月15日(木)午後5時まで

(3) その他必要な資料の提出受付期間

平成25年7月29日(月)午前9時から平成25年8月19日(月)午後5時まで

(4) 提出部数

2部(正本1部及び副本1部。副本は、正本を複写したもので可とする。)

6 入札参加資格の有無の確認

(1) 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、資格がある旨は電子入札システム(電子入札システムにより通知できない者にとっては、郵送等)により、資格がない旨は電子メール及び電話により平成25年8月23日(金)にそれぞれ通知する。

(2) 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、平成25年8月29日(木)午後3時までに上記5(1)の提出先に郵送により書面を提出し、入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。再確認の結果は、電子入札システム(電子入札システムにより通知できない者にとっては、郵送等)により通知する。

7 設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問がある場合は、下記7(2)に示す期間内に、質問書を電子入札システム又は郵送により提出すること。

なお、質問書、質問内容(題名、説明要求内容)には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。

(1) 郵送による提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当

(2) 質問受付期間

平成25年7月29日(月)午前9時から

平成25年8月8日(木)午後3時まで

(郵送の場合は、平成25年8月7日(水)必着のこと。提出期限後に到着した質問には回答しない。)

8 質問に対する回答

質問に対する回答は、平成25年8月14日(水)までに電子入札システム上で掲

示する。電子入札システム上に掲示された内容を閲覧できない者には、郵送等で回答するので、次の連絡先に電話すること。

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通）

9 入札執行の日時等

入札執行の日時等は、次のとおりである。なお、変更する場合は、入札参加資格があると認められる者に別途通知する。

(1) 入札書提出期間

平成25年9月5日（木）午前9時から平成25年9月9日（月）午後5時まで

(2) 郵便による入札

入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送による入札書を受け付ける。提出先等は、次のとおりとする。

ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当

イ 提出方法

一般書留郵便又は簡易書留郵便によること。

ウ 提出期間

上記9(1)のとおりとする。

(3) 開札日時

平成25年9月10日（火）午後2時00分

10 入札に参加できる者の形態

(1) 単体企業（以下「単体」という。）又は2者若しくは3者による特定建設工事共同企業体（以下「特定企業体」という。）とする。

(2) 単体の場合にあつては、他の特定企業体の構成員となっていないこと。

(3) 特定企業体における運営形態及び代表者の選定については、埼玉県共同企業体取扱要綱（平成25年4月1日施行）第10条第1項第1号及び第6号を除く。）によること。ただし、以下の形態をとることはできない。

ア 本件入札において、複数の特定企業体の構成員となること。

イ 経常建設共同企業体が、特定企業体の構成員となること。

11 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

(1) 建設業の許可

単体又は特定企業体における各構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による管工事業に係る建設業の許可を受けている者であること。なお、下請代金の総額が3千万円以上となる場合には、特定建設業の許可を受けている者であること。

(2) 工事成績

単体又は特定企業体における各構成員は、平成22年度及び平成23年度に完成した埼玉県発注工事のうち、管工事業の工事成績点数の平均が、いずれの年度においても65点以上の者であること。ただし、受注実績がない等の理由により工事成績点数のない者については、この限りでない。

(3) 経営事項審査における総合評定値

単体又は特定企業体の各構成員は、管工事業について、開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。単体又は特定企業体の代表構成員は、その総合評定値が1,400点以上であること。また、特定企業体の代表構成員以外の構成員（以下「その他構成員」という。）は、その総合評定値が900点以上であること。ただし、経営事項審査の審査基準日は、開札日の直近のもの（下記11(6)ウただし書に該当する者にあつては、手続開始決定日以降のもの）であること。

なお、官公需適格組合については、その総合評定値を、平成25・26年度埼玉県建設工事請負競争入札参加資格者格付要領（平成25年4月1日施行）第4のただし書に規定する特例により算出した客観的事項の審査数値と読み替えることができるものとし、その算出に当たっては、審査基準日が開札日の直近のものである経営事項審査における数値を用いるものとする。

(4) 施工実績

単体又は特定企業体の代表構成員は、契約の締結日にかかわらず、平成10年4月1日から本件入札の公告日までの間に、延べ面積30,000㎡以上の病院の新築、改築又は増築工事（増築工事にあつては、増築部分の延べ面積が30,000㎡以上のものに限る。）に係る管工事を元請負又は1次下請負で完成させた実績を有すること。

(5) 配置予定の技術者

ア 単体又は特定企業体の代表構成員の配置予定の技術者は、本件入札の公告日までに、1回の契約金額（特定建設工事共同企業体による契約にあつては、出資比率に基づく相当額とする。）が10億円以上の建築物に係る管工事において、全工期（準備期間、後片付け期間及び機器等の工場製作を含む工事において工場製作のみが行われている期間を除く。）にわたり現場代理人、主

任技術者又は監理技術者として従事した経験を有する者であること。

なお、その他構成員の配置予定の技術者は、経験を問わない。

イ 入札に参加しようとする者は、建設業法に規定された資格及び上記11(5)アに示す経験を有する者を本工事の主任技術者又は監理技術者として配置すること。ただし、下請代金の総額が、3千万円以上となる場合は、監理技術者を配置しなければならない。また、請負代金の額が、2千5百万円以上となる場合に配置する技術者は、専任でなければならない。

ウ 低入札価格調査を経て契約する場合に配置する技術者は、埼玉県建設工事低入札価格調査制度実施要領（平成25年6月10日施行。以下「低入札要領」という。）第17条第2号の規定に基づき、請負代金の額にかかわらず専任でなければならない。

エ 低入札価格調査を経て契約する場合は、低入札要領第17条第3号の規定に基づき、主任技術者又は監理技術者とは別に同等の資格を有する技術者（以下「追加技術者」という。）1名を専任で配置すること。特定企業体の場合は、代表構成員のみ追加技術者を配置するものとする。

オ 追加技術者は、現場代理人との兼務は認めない。

カ 専任の配置予定の技術者（追加技術者を含む。以下同じ。）は、当該者が在籍する建設業者と、上記5(2)に規定する確認申請書の提出期限日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。また、専任の配置予定の技術者は、営業所（建設業法第3条第1項本文に規定する営業所をいう。）の専任技術者と兼務することはできない。

キ 配置予定の技術者が特定できないときは、複数の候補者を確認資料に記載すること。

ク 本工事の配置予定の技術者が、他の工事に現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事中又は従事予定で、本工事の予定工期と重複する場合は、当該者を確認資料に記載することはできない。ただし、重複する期間が、他の工事の完成検査終了後の後片付け期間と本工事の準備期間である場合又は本工事の機器等の工場製作を含む工事において工場製作のみが行われている期間若しくは他の工事が全面的に一時中止している期間で、確実に本工事に配置することができる場合を除く。

ケ 落札者決定後、CORINS等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

(6) その他の参加資格

単体又は特定企業体における各構成員は、次に掲げる要件を全て満たすこ

と。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第132条の規定に該当しない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続開始決定又は再生手続開始決定を受けている者を除く。

エ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成25年4月1日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

オ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成25年4月1日施行）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

カ 経常建設共同企業体でないこと。

12 低入札要領の規定に基づく調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があった場合には、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。）。また、調査後に契約を締結した場合は、下請負業者等との関係において適正な契約とその履行が行われているか追跡調査を行うものとする。

13 低入札要領の規定に基づく失格基準価格

設定する（失格基準価格を下回る入札を行った者は、失格となる。）。

14 入札保証金

本工事は入札ボンド制度を導入する工事であり、入札保証金の取扱いは次のとおりとし、財務規程第134条第2項第3号及び第4号に掲げる履行実績による入札保証金の免除は行わない。

(1) 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の105に相当する金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の5以上（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 納付方法

納付書兼領収書送付依頼書（以下「依頼書」という。）に必要事項を記入し、下記14(2)アの提出先にファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認

を行うこと。また、依頼書に記載された依頼者の住所に着払いの郵送又は宅配便により送付する納付書兼領収書により納付すること。

なお、依頼書を持参した場合は、受理しない。

ア 提出先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号 埼玉県病院局
小児医療センター建設課設備担当 電話048-830-5994(直通) ファクシミリ
048-830-4905

イ 依頼書提出期間

平成25年7月26日(金)午前9時から平成25年9月5日(木)午後5時まで

ウ 納付期限

平成25年9月9日(月)

(3) 納付の確認

金融機関の出納済印を受けた納付書兼領収書の写しを下記14(3)アの提出先にファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。

ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務
部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743(直通) ファクシミリ
048-830-4915

イ 提出期限

平成25年9月9日(月)午後5時まで

(4) 次のとおり有価証券等を担保として持参(下記14(4)ア(ウ)にあつては、郵送)により提出することにより、入札保証金の納付に代えることができる。

なお、その価値は、債権金額(下記14(4)ア(ウ)にあつては、保証金額)と同額とする。

ア 対象となる有価証券等

(ア) 利付国債

(イ) 埼玉県債

(ウ) 銀行等(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条の金融機関をいう。以下同じ。)の保証

イ 提出先

利付国債及び埼玉県債については上記14(2)アの提出先に、銀行等の保証については上記14(3)アの提出先にそれぞれ指定した方法により提出すること。

ウ 提出期限

平成25年9月9日(月)午後5時まで

- (5) 次のいずれかに該当する者は、入札保証金の納付を免除する。
- ア 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証券を郵送により上記14(3)アの提出先に同14(3)イに示す期限までに提出した者
- イ 銀行等又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項の保証事業会社をいう。以下同じ。)との間に契約保証の予約を締結し、当該契約保証予約証書を郵送により上記14(3)アの提出先に同14(3)イに示す期限までに提出した者
- (6) 入札保証又は入札保証保険の期間は、入札書提出日から平成25年10月31日(木)までの期間を含むこと。
- (7) 落札者以外の入札保証金は、入札の終了後還付するので、納付書兼領収書等により入札保証金を納付した者は、あらかじめ振込先、口座番号等を記載した請求書を用意すること。

なお、落札者がその責めに帰すべき理由により契約を締結しないときは、入札保証金は、還付しない。また、落札者に係る当該入札保証金は、当該落札者が納付すべき契約保証金に充当する。

15 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の10以上(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額)の契約保証金(入札保証金を納付したときは、その差額)を納付しなければならない。
- ただし、低入札価格調査を経て契約する場合の契約保証金の額は、低入札要領第17条第5号の規定に基づき、契約金額の100分の30以上とする。
- (2) 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。なお、その価値は、債権金額(下記15(2)ウにあっては、保証金額)と同額とする。
- ア 利付国債
- イ 埼玉県債
- ウ 銀行等又は保証事業会社の保証
- (3) 次のいずれかに該当する者は、契約保証金の納付を免除する。
- ア 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者
- イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他埼玉県病院事業管理者が指定する金融機関と埼玉県を債権者とする工事履行保証契約を締結した者
- (4) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、

還付する。ただし、契約者がその責めに帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときは、契約保証金は、還付しない。

16 支払条件

(1) 前金払

する(その額は契約金額の40%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。)。ただし、継続費に基づく契約にあっては、その年割額の40%以内とする。

(2) 中間前金払

する(中間前金払を選択した場合に限る。その額は契約金額の20%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。)。ただし、継続費に基づく契約にあっては、その年割額の20%以内とする。

(3) 部分払

する(部分払を選択した場合に限る。)

17 現場説明会

開催しない。

18 契約の締結に係る留意事項

落札決定から本契約までの間に埼玉県との契約に係る入札参加停止等の措置要領第2条に規定する入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない(契約辞退を申し出るものとする。)。

19 入札に関する注意事項

(1) 入札の執行

ア 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、開札日時の時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

イ 入札に参加する者が1者であっても、入札を執行する。

ウ 入札執行時の入札に参加する者の立ち会いは求めない。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

(3) 提出書類

ア 入札金額見積内訳書を電子入札システムによる入札書提出の際に添付すること。なお、電子入札システムにより提出できない者には、入札書と

共に提出すること。

イ 落札者は、落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。

(4) 入札回数

ア 再度入札は、3回までとする。この場合は、電子入札システム上（電子入札システムにより案内できない者にあつては、郵送等）で案内する。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(5) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受けた後であっても、入札を辞退することができる。

(6) 関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(7) くじ

ア 落札者とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、くじにより、落札者を決定する。

イ くじは、電子入札システムの電子くじを使用する。

ウ 電子入札システムにより入札書を提出できない者は、電子くじに使用するくじ入力番号として、任意の3桁の数字を入札書に記載すること。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格のない者がした入札

イ 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札

ウ 電子証明書を不正に使用した者がした入札

エ 電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札

オ 不備のある入札金額見積内訳書を提出した者がした入札

カ 談合その他不正行為があったと認められる入札

キ 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

ク 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札

ケ やむを得ず紙入札又は郵便入札とした場合で、次に掲げる入札をした者がした入札

(ア) 入札者の押印のないもの

(イ) 記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のないもの

- (g) 押印された印影が明らかでないもの
- (I) 記載すべき事項の記入のないもの又は記入した事項が明らかでないもの
- (d) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
- (h) 他人の代理を兼ねた者がしたもの
- (k) 2以上の入札書を提出した者がしたもの又は2以上の者の代理をした者がしたもの
- (l) 入札書が指定の日時まで指定の場所に到着しなかったもの
- コ その他公告に示す事項に反した者がした入札

(9) その他の注意事項

- ア 一度提出した入札書の書換え、引替え又は撤回は、することはできない。
- イ 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を執行しないことがある。

20 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 手続における交渉の有無

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約後の技術提案

工事請負契約締結後、請負人は、設計図書等に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書等の変更について、発注者に提案することができる。

(5) 埼玉県建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札参加者心得（平成13年3月30日施行）を熟知の上、埼玉県公共工事等電子入札運用基準（平成17年10月1日施行）に基づき入札に参加すること。

(6) 提出された確認申請書、確認資料及びその他必要な資料は、返却しない。

(7) 落札者は、確認資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

21 この公告に関する問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通） ファクシミリ048-830-4915

22 Summary

(1) Nature of Services Required:

Air Conditioning Installation at the New Saitama Prefectural Pediatric
Care Center

- (2) Submission period for confirmation documents and materials:
9:00 am Monday July 29 through 5:00 pm Thursday August 15, 2013
- (3) Submission period for other important documents:
9:00 am Monday July 29 through 5:00 pm Monday August 19, 2013
- (4) Bidding submission period by electronic bidding system and mail:
9:00 am Tuesday September 5 through 5:00 pm Monday September 9, 2013
- (5) Date and time of bidding:
2:00 pm Tuesday September 10, 2013
- (6) Contact information:
Large-Scale Construction Projects Group
Bidding Services Division
Department of General Affairs
Saitama Prefectural Government
Takasago 3-15-1 Urawa-ku
Saitama-shi, Saitama-ken
330-9301 Japan
Phone: 048-830-2743
Fax: 048-830-4915

告 示

埼玉県立循環器・呼吸器病センター病院長告示第一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十五年七月二十六日

埼玉県立循環器・呼吸器病センター病院長 城 下 博 夫

1 調達内容

(1) 調達する役務の件名

埼玉県立循環器・呼吸器病センター寝具賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成25年10月1日から平成28年9月30日まで

ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。

(4) 履行場所

埼玉県熊谷市板井 1696 番地

埼玉県立循環器・呼吸器病センター

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る）も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 入札に参加できる者の形態

単体企業であること。

3 参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(4) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な

資格等に関する公示(平成24年埼玉県告示第1086号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」の「寝具類」に登録があり、かつA等級に格付けされた者であること。

- (5) 平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に、病床数200床以上の病院において寝具類賃貸社業務を1年間以上誠実に履行した実績があること。
- (6) 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の14に定める基準に適合する者であること。
- (7) 「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」(平成5年2月15日健政第98号厚生省通知)第3の8(2)及び「病院、診療所等の業務委託について」(平成5年2月15日指第14号厚生省通知)別添1に定める衛生基準を満たす洗濯施設を有している者であること。

4 入札書等の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送する場合の提出場所、契約条項を示す場所、集札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒360-0197 埼玉県熊谷市板井1696番地

埼玉県立循環器・呼吸器病センター 事務局業務部用度担当 高橋

電話048-536-9900(代表) ファクシミリ048-536-9920

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。ただし、システムからダウンロードできない者には、4(1)の場所で紙媒体による貸与を行う。(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 入札説明会

実施しない。

- (4) 入札書の受付期間

平成25年8月30日(金)から平成25年9月5日(木)午前10時まで

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県立循環器・呼吸器病センター 平成25年9月5日(木)午前11時

開札への立会いは不要とする。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な申請書類等を平成25年8月5日（月）午後5時までに4(1)の場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Rental and laundry services for hospital bedding for Saitama
Cardiovascular and Respiratory Center

(2) Time-limit for tender:

10:00 a.m., September 5, 2013

(3) Contact Information:

Property Management Section, Hospital Management Division

Saitama Cardiovascular and Respiratory Center

Itai1696, Kumagaya-shi, Saitama-ken 360-0197

Tel:048-536-9900

Fax:048-536-9200